

【新設】（特別償却等の対象となる建物の附属設備）

42 の 11 の 2-3 措置法第 42 条の 11 の 2 第 1 項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

【解説】

- 1 本制度は、特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及び構築物のほかその建物の附属設備も特別償却等の対象としているが（措法 42 の 11 の 2 ①）、その対象となる特定事業用機械等は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 14 条第 2 項に規定する承認地域経済牽引事業計画に記載されたものであること、建物附属設備の取得又は建設は、通常、建物の取得又は建設と同時に行われるものであり、また、建物から独立して効用を有するものではないこと等から、建物附属設備については、その建物本体と同時に取得又は建設をする場合に限り本制度の対象とすることとなる。本通達では、このことを明らかにしている。
- 2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 14 の 3-3）を定めている。